

## 第 98 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 28 年 6 月 30 日（木）9:57～10:35

2 場 所 中央合同庁舎第 2 号館（総務省）7 階 省議室

## 3 出席者

西村委員長、北村委員長代理、河井委員、川崎委員、西郷委員、白波瀬委員、関根委員、永瀬委員、中村委員、野呂委員、宮川委員

## 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

## 【事務局等】

古賀総務大臣政務官、笹島総務省総務審議官、横山総務省大臣官房審議官、山澤総務省統計委員会担当室長、阿向総務省統計委員会担当室次長、上田総務省統計委員会担当室次長、新井総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官

## 4 議 事

- (1) 平成 27 年度統計法の施行状況について
- (2) 諮問第 90 号「人口推計の基幹統計としての指定について」
- (3) 部会の審議状況について
- (4) その他

## 5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻より 3 分早いですが、ただ今から第 98 回統計委員会を開催いたします。本日は清原委員、嶋崎委員が御欠席です。

本日は、統計法施行状況報告を御提出いただく関係から、総務省から古賀総務大臣政務官、笹島総務審議官にも御出席いただいております。

また、オブザーバーの各府省におかれましても、人事異動に伴い御出席いただく方に変更がありましたので、一言御挨拶いただければと思います。

まず内閣府の前川経済社会総合研究所所長は後で来られると思いますので。

厚生労働省、安藤政策統括官（統計・情報政策担当）お願いいたします。

○**安藤厚生労働省政策統括官** 厚生労働省の統計と情報政策担当の政策統括官で参りました安藤と申します。よろしくをお願いいたします。

これまで統計情報部長がお世話になっておりましたが、6月21日付の組織改編がありまして、統計情報部をのみ込んで、新しく政策統括官組織ができたということです。今後とも、どうぞよろしくをお願いいたします。

○**西村委員長** なお、総務省の事務局においても人事異動がありましたので、御紹介いたします。

新井政策統括官（統計基準担当）です。

○**新井総務省政策統括官** 政策統括官を拝命いたしました新井です。委員の皆様様の御指導を得ながら職責を全うしていきたいと思っております。皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

○**西村委員長** それでは、議事に入る前に、本日用意されています資料について、事務局から簡単に説明をお願いします。

○**山澤総務省統計委員会担当室長** では、お手元の資料について議事の内容と併せて確認させていただきます。議事次第に沿って、お話しいたします。

本日の議事は、1番目に平成27年度統計法の施行状況について、2番目に諮問があります。3番目に部会の審議状況、4番目にその他となっております。

配布資料は、資料1が冊子になっておりまして、統計法の施行状況についてです。資料2は諮問第90号「人口推計の基幹統計としての指定について」です。資料3は産業統計部会の審議状況についてです。資料4は横断的課題検討部会の審議状況についてとなります。その後ろに参考1といたしまして、熊本地震への対応について、西村清彦統計委員会委員長談話がついております。参考2は第96回統計委員会議事録、参考3は第97回統計委員会議事概要、参考4は第97回統計委員会議事録、参考5は第55回産業統計部会議事概要、参考6は第56回産業統計部会議事概要、参考7は基幹統計調査の承認の状況となっております。

まず、最初の議事ですが、本日は、総務大臣から平成27年度統計法施行状況報告を受けることとしております。資料1がその報告書の写しです。

その他、諮問が1件、部会の審議状況等の報告が2件あります。資料2が人口推計の基幹統計としての指定についての諮問資料、資料3が、現在、牛乳乳製品統計調査及び農業経営統計調査の変更について審議している産業統計部会の審議状況報告、資料4が横断的課題検討部会の審議結果報告です。

私からの説明は以上です。

○**西村委員長** それでは早速ですが、議事に入りたいと思っております。統計法の施行状況についてですが、古賀総務大臣政務官から、平成27年度統計法施行状況報告の御提出をお願いいたします。

（古賀総務大臣政務官より西村統計委員会委員長に報告書の手交）

○**西村委員長** どうもありがとうございました。続きまして、古賀総務大臣政務官から一言御挨拶をいただきたいと思っております。

○古賀総務大臣政務官 皆様おはようございます。ただ今御紹介いただきました総務大臣政務官の古賀です。西村委員長をはじめ委員の皆様方には、日ごろから精力的に御審議いただいているところです。

特に昨年度は経済財政諮問会議におきまして、基礎統計の充実ですとか、経済統計の改善といった御指摘がある中で、統計委員会におきましても横断的に御審議をいただいたところです。日ごろからの皆様方の御尽力に心から感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

さて、ただ今提出させていただきました統計法施行状況報告であります。平成26年3月に第Ⅱ期の基本計画が閣議決定されてから2回目の報告となっております。この基本計画におきましては、約100個の取組が記載されておりまして、そのうち9割以上の取組には既に着手をしている状況であります。また、27年度までに取り組みを終了しなければならない事項につきましては、既に終了、取り組みを終えているところです。

平成27年度は、5年間のこの基本計画の2年目ということで、まだ道半ばですが、この6月に実施している経済センサス - 活動調査の見直しも含めまして、産業関連統計の体系的な整備など重要な取り組みも行っているところです。

先ほど述べました経済財政諮問会議もそうでありまして、最近、統計の注目度が上がっておりまして、また統計に対する重要性の再認識ということもされているところでもあります。

我々総務省といたしましては、統計の利活用が更に進みますように、ユーザーの皆様のニーズをしっかりと受けとめて、引き続き、積極的に取組を進めさせていただきたいと考えているところであります。

今後とも委員の皆様方の御審議を踏まえまして、公的統計の整備、発展に向けて尽力してまいりますので、引き続き御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

そして本日の御審議もよろしくようお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○西村委員長 ありがとうございます。古賀総務大臣政務官におかれましては、公務のために御退席されます。本日は御出席、本当にどうもありがとうございました。

(古賀総務大臣政務官退室)

○西村委員長 それでは今、内閣府の前川経済社会総合研究所所長がいらっしゃいましたので、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○前川内閣府経済社会総合研究所所長 内閣府の経済社会総合研究所所長に6月17日付で着任した前川です。何人かの委員は御承知のとおり、2年前まで1年間研究所におりましたので、その時は統計委員会が内閣府にあった関係で、色々お世話になりました。今回新たに所長になりまして、GDP統計が今年の年末に2008SNAに変わることや、経済財政諮問会議から統計について御提言を頂いていること等、色々またお世話になると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

それでは、統計法施行状況に関する事項は基本計画部会の所掌となっておりますので、本件については基本計画部会に付託することにしたと思います。同部会は後ほど開催される予定でありますので、本件については同部会で御議論いただくという形になります。

それでは、次の議事に移りたいと思います。諮問第90号、人口推計の基幹統計としての指定につきまして、総務省政策統括官室から御説明お願いいたします。

**○総務省政策統括官室** 総務省政策統括官室です。本件は人口推計の基幹統計としての指定の適否を判断するに当たりまして、統計法の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。

それでは、諮問の概要について、資料に沿って御説明いたします。恐れ入りますが、資料2の束のクリップを外していただきますと、その下に横長の資料2の参考がありますので、これに沿って御説明いたします。

まず1ページの基本計画との関係についてです。人口推計の基幹統計化につきましては、平成26年3月に閣議決定されました、いわゆる第Ⅱ期基本計画においては、都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、平成28年度前半までに結論を得るとされています。

この関係で、少し経緯を御説明いたします。人口推計の基幹統計につきましては、平成21年3月に閣議決定された第Ⅰ期基本計画におきまして、平成23年度までに取り組むこととされておりました。しかし、平成21年の住民基本台帳法の改正に伴いまして、人口推計のための基礎となるデータに関する制度が変更されることとなりました。具体的には、新たに住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットに外国人の在留管理情報が追加されたことなどから、改正法が施行されます平成24年7月以降、推計のための基礎データの精査や検証等を行うことが必要となったため、継続課題となりまして、第Ⅱ期基本計画に盛り込まれたという経緯があります。

次に、2ページを御覧願います。人口推計の概要ですが、人口推計は5年ごとに作成される国勢統計の間の人口について、各月1日現在及び各年10月1日現在の状態を明らかにすることを目的に作成される加工統計です。

推計方法につきましては、国勢統計に基づく基準人口に、出生者数から死亡者数を差し引いた自然動態に加えまして、更に入国者数から出国者数を差し引いた社会動態を加える形で、総人口を推計しております。日本人人口につきましては、これに国籍の異動による純増減を加える形で推計しております。

続きまして3ページでは、人口推計の基幹統計の要件への該当状況について整理しております。基幹統計の要件といたしましては、統計法に次の3つの要件が掲げられておりまして、それぞれの該当状況について御説明いたします。

まず第3号イの全国的な政策の企画立案等において、特に重要な統計についてです。これにつきましては右側の方ですけれども、人口推計が各種政策の企画立案の基礎データとなる国民経済計算等の基幹統計の作成の基礎資料として利用されていることなどから該当すると考えております。

次に第3号ロの民間における意思決定等において利用されると見込まれる統計について

です。これにつきましては、人口推計は国勢統計が作成されない時点におきまして、国勢統計に代わる役割を担っており、地域別や年齢階級別の人口規模の把握に利用されるなど民間研究機関等において幅広く利用されていることから該当すると考えております。

最後に、第3号ハの国際比較を行う上において特に重要な統計についてです。これにつきましては後ほども触れますけれども、国際連合の「人口統計年鑑」作成のためのデータを毎年提供していることなどから該当するものと考えています。

引き続き4ページと5ページでは、人口推計の利活用状況について幾つか整理しています。

まず4ページですけれども、労働力統計において、毎月の全国結果算出のためのベンチマーク人口として各月1日現在人口が利用されています。

また、審議会等の政策立案過程において、人口推計が基礎資料として利用されている例です。

左下の方は、旅客需要と人口の推移のグラフを示しております。このグラフは、旅客需要が1990年代以降、人口の推移とおおむね同様の傾向で推移しているといった分析に利用されております。

右下の例では、人口推計が少子高齢化の現状を示すデータとして利用されております。

次に5ページですが、国際連合の「人口統計年鑑」の一部を抜粋して掲載しております。「人口統計年鑑」には、国際連合が世界230カ国から収集したデータが、このように国際比較が可能な形で整理されております。

次に6ページと7ページでは、基幹統計として指定する統計の名称及び基幹統計としての指定の範囲について、現状を踏まえ整理しております。

最初は名称についてです。現行の加工統計は、「人口推計」を名称としております。これにつきましては、「人口推計」の名称が大正10年から用いられており、統計ユーザーに広く浸透していると考えられること。また、「Population estimates」、つまり人口推計は、国際機関においても用いられている一般的な名称であることなどから、名称については現行の人口推計で指定することを考えています。

最後に7ページの基幹統計としての指定の範囲についてです。人口推計の集計事項一覧を整理しております。

毎月、各月1日現在人口が全国ベースで公表されるほか、年に1回、10月1日現在人口として、全国ベースに加えて、都道府県ベースも含め詳細な情報が公表されております。そして5年に1回、国勢調査が行われた年に、補間補正人口として、過去5年分の推計人口を遡って、直近の国勢調査結果と一致にするように補正した値が全国ベース、都道府県ベースで公表されております。

なお、下線部分の太字の日本人人口は、本年の10月1日現在人口の公表から新たに追加する予定の項目でございます。これは住民基本台帳法の改正に伴いまして、新たな基礎データが利用できるようになったため、追加し、公表することとしているものです。

私からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○西村委員長 ありがとうございます。本件は人口・社会統計部会に付託して、詳細に

ついて同部会で審議いただくことといたしますが、ここで特段の質問あるいは御意見等ありませんか。どうぞ、野呂委員。

○野呂委員 この度の人口推計を基幹統計に指定されるというお話の中で、この資料2の参考の1ページ目の基本計画における指摘事項というところを拝見いたしますと、基幹統計化について、このアンダーラインのところですけれども、外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る、平成28年度前半までに結論を得るという部分がありまして、この部分は、もう結論を得たということでしょうか。それとも今回、審議されるという位置付けでしょうか。

○総務省政策統括官室 先程も少し触れましたけれども、加工統計を作成している統計局の方で、住民基本台帳法の改正に伴いまして、平成24年7月以降、色々データを蓄積して、推計方法について、ほぼ整理できたということで、今回諮問に至ったと考えております。

○西村委員長 正確には、それを踏まえて審議して、そこで決めるということになると思います。

○野呂委員 はい。

○西村委員長 他にいかがでしょうか。

では、本件については、人口・社会統計部会で御審議いただいて、その結果について本委員会に御報告いただくという形になります。白波瀬部会長、よろしく願います。

次いで、次の議題に移ります。産業統計部に付託されております「牛乳乳製品統計調査・農業経営統計調査の変更」の審議状況につきまして、川崎部会長から御報告をお願いいたします。

○川崎部会長 それでは、私から2つの調査について審議状況を御報告させていただきます。既に3回審議をしております、あと1回で取りまとめることができるのではないかと考えております。

資料は、お手元の資料3-①、こちらが牛乳乳製品統計調査です。それから資料3-②が農業経営統計調査です。この順に説明させていただきます。

簡潔に説明するために、主にこの表を中心に説明させていただきますが、詳細を御覧になりたい方は、後ろの方に、より詳しい説明がありますので、適宜そちらを御覧いただければと思います。

それでは、まず最初に、資料3-①の牛乳乳製品統計調査についてです。これは審議の焦点となった項目が3つほど、この欄にあるとおりですが、適当又はおおむね適当と整理させていただきます。

まず1番目の点です。これは未諮問基幹統計としての確認事項ということです。この統計調査につきましては、未諮問基幹統計として、平成18年8月に、かつての統計審議会において答申がありましたけれども、それ以来、統計委員会で特に審議されておきませんので、この場で検討するものです。

この部会での検討におきましては、調査の必要性や重要性等について確認いたしまして、引き続き必要性や重要性等があるという認識でおります。

それから、その他に大事な点としまして、この1の右の欄の太字の部分ですが、この統

計審議会での答申では、鉱工業生産指数の速報に月別調査結果を反映するように対応するということを指摘しております。これについては今回、農林水産省に検討いただいた結果、それに対応することができるということです。

ただ、農林水産省においては経済産業省の鉱工業生産指数の速報作成と並行して作業するというので、最終的な公表値に齟齬が起きないように、概数データの段階でも齟齬が起きないように配慮していただきたいということで、その辺りをお願いしながら了承ということです。

2番目の計画の調査事項の変更はおおむね適当、それから3番目の集計事項の変更につきましては適当と整理させていただいております。つまり、調査事項の変更内容としましては、ホエイパウダーの生産量等を把握するというので、それから脱脂粉乳の国産・輸入別在庫量の把握ということですが、これにつきましては、この欄、右下のところの太字にありますように、ホエイパウダーや脱脂粉乳だけではなく、少し幅広く脱脂濃縮乳などの液状乳製品も別に把握していただきたいということ。それから、バターが時々市場で不足するというので輸入されたりしますが、そのような状況があることから、乳製品市場を取り巻く状況を踏まえまして、バターの在庫量なども、より丁寧に把握することについて、委員等から意見が出ております。こうしたことから、おおむね適当と整理をさせていただいたということです。これらにつきましては、農林水産省として対応していただけるということです。

以上が牛乳乳製品統計調査の報告です。こちらの答申案につきましては次回、来週の月曜日、7月4日に審議することとしております。詳細の資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

続きまして、資料3-②ですが、農業経営統計調査についてです。これにつきましては、紙の3ページの表に沿いまして御説明させていただきたいと思っております。

これにつきましても、これまで審議した事項は、適当又はおおむね適当と整理させていただいておりますが、若干まだ審議事項が残っているということですので、これにつきましても特に課題のあるようなところを中心に、この後説明させていただきたいと思っております。

まず1番目のところですが、計画の変更で、調査対象の範囲の変更ということです。これは1(1)の一番上にあります。これにつきましては適当ということで整理させていただいておりますが、この中で特に現在、農業の法人化が進んでいるということで、その移行過程にもあるということで、このような経営体の多様化が進んでいるということもありまして、このあたりの調査対象区分の見直しについては、もう少し検討したいということで、もう一度、調査実施者から部会に報告いただいた上で審議をすることにしております。

続きまして報告者の範囲です。この内訳としまして、①の母集団名簿の変更と、それから②の標本設計の変更ということですが、どちらも適当と整理させていただいております。

ただし、標本設計の変更につきましては若干テクニカルな部分で、もう少し確認させていただきたいところがありますので、それについては第4回の部会で確認をして、最終的な結論としたいということです。

それから、調査事項の関係です。これらも全体として、適当と整理させていただいてお

りますが、若干議論があったところ、あるいは課題があると思われるところにつきまして、かいつまんで申し上げたいと思います。

まず1ページ目の下半分のところは特段問題ないということですが、若干議論がありました点は2ページ目の上のところです。2ページ目の上のところにローマ数字のiiと書いてある部分ですが、他の企業統計との比較に資する調査事項の変更ということです。これは基本的にはよろしいのですが、若干、調査票上の損益計算書の項目の並び順や配置などが、ほかの統計との整合性、あるいは見やすさの観点から、もう少し修正が必要ではないかといった指摘が専門委員からありました。そういったことで、この辺りを対応していただくということです。

それからもう1点、従業者数を男女別に「管理職」「一般職」と区分してはどうかという御意見もありましたが、実はこの部分は必ずしもこの調査のメインの事項ではありませんので、経営自体、あるいはその生産費を把握する統計ということでもありますので、ここで把握するよりも、むしろ農林業センサス等の農業構造統計における把握が優先されるべきではないか、特に本調査において対応まで求める必要はないのではないかとということで、これについてはこのままいくということです。

それから、その他の事項につきましては、おおむね適当ということですが、iiiの構成員の状況等のところにつきましては、細かな表現上の修正が必要ではないかということです。

それから、下の方の生産費統計です。2ページ目の一番下の③のiです。これにつきましては、調査対象の作物について委託生産の状況を把握するというので、これは面積別に、面積を把握するというのですが、これについて委託先を個人・団体別に把握することに関しまして、その必要性について、もう少し検討が必要であるということで、次回の部会で審議していただくということです。

その次に3ページ目の上のところのiiです。これはややテクニカルなことですが、米のほ場間の距離、あるいは団地への平均距離といった営農上の効率性に関わるような指標を調査しようということで今回入れているのですが、なかなかこの概念が分かりにくい、調べにくい、あるいは、これをどのように使うのかなど、まだ若干疑問な点も残っておりますので、これについては次回の第4回の部会で再度審議するというにさせていただきます。

また、そのほかにも、iii、ivの辺りも、もう少し確認をする必要があるということで、次回、再度審議をさせていただこうということにしております。

それから、その下の(4)の調査方法は適当、(5)集計事項についてはおおむね適当と整理させていただいております。

(5)は損益計算書に係る事項ですが、これは先ほど申し上げましたような調査票の方でも整理をしていただくので、それに併せての整理ということです。

それから(6)の公表時期、その他のオンライン調査の推進につきましても、これらは適当と整理をさせていただいております。

以上が、この農業経営統計調査についての現在の審議状況です。あと1回で、答申案の取りまとめということにさせていただこうと思っております。以上、御報告させていただきます。



きました。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、何か御意見がありますでしょうか。

ないようでしたら、それでは引き続き、産業統計部会にて御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

次に、前回4月の委員会で設置された横断的課題検討部会の審議状況について、部会長であります私から報告いたします。

資料4を見てください。この「新旧データ接続検討ワーキングの設置について（案）」を部会決定することについて、5月20日に統計委員会運営規則第6条第2項に基づいて、書面による議事を行いました。その結果、全ての委員により御異存はないという御回答を得ましたので、その旨、本部会としての議決にかえることにいたしました。

ただ今の報告について、御質問は何かありますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ワーキンググループでしっかり御議論していただくようお願いいたします。

最後に、私から1点御報告いたします。

先般、九州地方の中心部に甚大な被害をもたらした、いわゆる熊本地震への対応について、5月19日に統計委員会委員長の談話を公表いたしました。統計情報の作成に関する影響、政策を中心とした統計の利用に関する今後の影響、それらについて統計委員会委員長としての考えを述べたものです。詳細は参考1に「熊本地震への対応について」を添付しておりますので、御覧ください。

この機会ですので、統計部局の熊本地震への対応状況についてお聞きしたいと思いますので、総務省政策統括官室、お願いいたします。

○総務省政策統括官室 熊本地震によります災害につきまして、各府省所管の統計調査において、調査対象地域の変更など何らかの影響が生じることが想定されました。一方、政府としまして、この災害につきましては、「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が4月28日に閣議決定され、5月2日に施行され、特定非常災害に指定されております。このため、期限内に履行されなかった行政上の義務の履行免責など、さまざまな特例が適用されます。統計法との関係では、基幹統計調査につきまして、回答者には報告義務が課せられておりますけれども、この報告義務が当初の調査期間によらず7月29日までに報告すればよいこととなります。

こうした動きも踏まえまして、4月28日に当室から、各府省が所管する統計調査の調査計画の変更等をする場合の承認手続の弾力的な運用などについて通知しております。併せて各府省に対しまして、この災害に伴う所管統計調査における措置予定について状況を確認いたしました。

対象となるものは4月14日以降、平成29年3月31日までの間に調査期間が設定されている216の統計調査です。5月20日時点での取りまとめですが、216調査のうち被災地域を調査対象地域から除外する、あるいは調査票の送付・提出期限を延長するなど何らかの措置を行う調査は、検討中のものを含めまして107調査、特段措置予定がないものが109調査でした。

また、熊本地震の発生から2か月以上経過しており、各調査における措置予定についても、状況が変化したり、方針が決まったりするものがあると思われます。そのため、改めて現在の措置状況について各府省に照会の上、取りまとめる予定です。早ければ8月の統計委員会にも御報告させていただきたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

この点について、今の御報告では何らかの問題が生じていることはないということでしょうか。

○総務省政策統括官室 特にないです。

○西村委員長 それは大変心強いことだと思いますが、もしかしたら、まだ見えないところで何か起こっているかもしれませんので、その点についての御配慮をお願いしたいと思います。

それでは引き続き御対応の方、よろしくお願いいたします。

本日の議題は以上です。次回の委員会の日程について事務局から連絡をお願いいたします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、7月26日火曜日の10時から開催することといたします。開催場所など詳細につきましては、別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして第98回の統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。